

羽村LED化計画

LED電球交換・普及啓発事業



節電対策として、今使用している電球を、省エネ効果の高いLED電球と交換しましょう！

市では、家庭や事業所で使われている白熱電球などを、LED電球と交換する事業を行います。

対象 市内に住民登録または法人登録のある方（原則1世帯または1社につき1個）

持ち物 交換する白熱電球などを持参してください。

手数料 200円

交換予定数 500個（先着順、なくなり次第終了）

交換場所 羽村市役所正面玄関前

交換日時 7月23日（土）午後1時～5時（LED電球が余った場合は、7月25日（月）～27日（水）の午前8時30分から午後5時15分まで環境保全課窓口で受け付けます）



▲交換するLED電球

手数料の200円は、より多くの方にLED電球を普及させるため、この事業の運営費および新たなLED電球購入費の一部に使用します。

▼交換するLED電球の仕様

タイプ	一般電球形
口金	E26
色温度/明るさ	6000K/60W相当
電球カラー	昼光色相当
品番	セントレード M.E. (株) 社製 IL60-7.5W/760S
全光束	540ルーメン
消費電力	7.5W
サイズ	全長117mm×外径60mm

※この事業はオール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクトの補助金を活用し、羽村みどり東京計画実行委員会が実施する事業です。

問合せ 環境保全課環境保全係

暑い夏!! 熱中症に注意しよう



今年の夏は東日本大震災の影響から電力不足が予想されるなど、例年以上に熱中症への注意が必要です。

熱中症は、気温や湿度が高く、風が吹かない環境で発症します。発症すると、めまいや頭痛、吐き気、呼吸困難などの症状が現れ、重症のときには生命にも影響します。

特に、高齢の方や幼児は体温調整機能が衰えたり、未発達であるために発症のリスクがさらに高くなります。周囲の方の見守りと、予防対策で夏を乗り切りましょう。

熱中症の予防方法

- ◇帽子や日傘で直射日光を防ぐ
- ◇喉が渇かなくてもこまめに水分補給
- ◇汗をかいた時には塩分も補給
- ◇温度計を設置して室内でも温度確認
- ◇クーラーや扇風機の利用

熱中症予防グッズなどを配布します

市では、次の方を対象に熱中症予防グッズなどを配布します。

対象 7月1日現在、市内

だるい、気力がなくなる

■重度：意識がない、けいれん、高い体温、呼びかけに応じない

熱中症になってしまったら

- ◇涼しい場所へ避難
- ◇水分補給
- ◇わきの下や足の付け根を冷やす

意識が無かったり、自力で飲み物を飲めない場合は救急車を呼びましょう。救急車を呼ぶかどうか判断に迷ったら、東京消防庁救急相談センターへ電話で相談してください。

◇東京消防庁救急相談センター ☎ #71119（24時間・年中無休）

問合せ 保健センター ☎ 555-1111

に住所がある昭和22年4月1日以前に生まれた方
引換期間 7月15日（金）～9月30日（金）

配布物 ネットクーラー、熱中症予防パンフレット



▲ネッククーラー

配布方法 対象者にグッズ引換え用のはがきを発送します。左表の引換場所にはがきを持参してください。

※引換えは、はがきを持参すれば代理の方でも可能です。

引換場所	受付時間 (閉庁日・休館日を除く)
市役所1階 高齢福祉介護課 窓口	午前8時30分～ 午後5時15分 ※土・日曜日は市役所1階 案内窓口で受け付け
いこいの里	午前9時～午後4時30分
ゆとろぎ	午前9時～午後5時
羽村駅西口連絡所	午前9時～午後1時
三矢会館連絡所	
小作台連絡所	

問合せ 福祉係 高齢福祉介護課高齢

シリーズ

地域で子どもを育てる

青少年対策地区委員会
の紹介

第4回

青少年対策 栄小地区委員会

栄小地区委員会は、会則に書かれた「地域社会の力を結束して、地域内青少年の健全育成を図る」を目的に活動しています。実際にはいろいろな行事を通じて、地域の子もたちとふれあい、健全に成長してくれることを見守っています。

行事は、市内すべての地区委員会が参加する共通の行事（農業体験・球技大会・社会参加実践活動）以外に、栄小地区独自で行っている行事が3つあります。

夏の「小鳥の巣箱作り」、秋の「落ち葉の掃除と焼き芋大会」、冬の「鮭の稚魚の放流」です。

「鮭の稚魚の放流」は、12月の中旬に鮭の受精卵を仕入れ、これ希望する各家庭や学校、幼稚園、保育園に渡し、卵をふ化させ5センチくら

青少年対策地区委員会は、「羽村市青少年問題協議会」の付属機関として、青少年問題に関する施策を具体化するため、市内7つの小学校区ごとに設置しています。

いになるまで育ててもらいます。特に、学校が冬休みに入る前にふ化が始まるように配慮しています。子どもたちにとって、このふ化という現象は、非常に興味深い事の一つです。

稚魚を育てるため、水槽の掃除、温度管理などを欠かさず行い、2月の放流を迎えます。この放流の日は例年とても寒い日になりますが、幼稚園、保育園の子もたちが保護者に連れられて参加してくれるので、300人以上が参加します。いつの日か多摩川に鮭が戻ってくる事を期待して、多摩川に放流しています。

受精卵の数にはまだ余裕があります。育ててみたい方は連絡してください。水が浄化できる水槽が必要です。地区委員会の活動は皆さんの協力の上で成り立っています。今後ともよろしく願います。

問合せ 児童青少年課児童青少年係

シリーズ

税金を納めないと
どうなるの？

皆さんに納めていただく市税などの税金は、市が提供するサービスの大切な財源。税金を納めないと…どうなる？
今回から、市が滞納者に対し行っているさまざまな取組みを紹介します。

第1回

滞納処分とは

税の公平性を保つための滞納処分

地方税法では、市税の滞納処分は、国税徴収法の規定の例（国税徴収法第47条…税の徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならぬ）によるとされています。

納期限内に納付がない方に対して、督促状や催告書、電話催告などにより自主納付を促していますが、それでも納税に誠意が見られない方には公平性を保つために滞納処分として財産調査を行い、差押えを執行します。

滞納処分の流れ

納期限

督促・催告

督促状を送付した日から10日を経過した日までに完納しない場合

財産調査

対象財産
給与、預貯金、生命保険、不動産、自動車など

財産差押

差押財産
給与、預貯金、生命保険、不動産、自動車などの差押え

換価処分

差し押さえた財産は、債権の取立てや公売により換価し滞納市税に充当します。

市では、滞納市税解消に向けて、財産発見のための捜索や不動産公売など、処分の強化を今後もより一層図っていきます。

問合せ 納税課納税担当